

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月3日（平成28年（行情）諮問第62号）

答申日：平成28年12月9日（平成28年度（行情）答申第573号）

事件名：「社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）及び区分（名称）の一覧表」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）及び区分（名称）の一覧表（昭和45年からの変遷（改正，改訂，全改，削除，追加，移行，移行外，分割，併管など）の更改前の一覧表も個別に）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定について，諮問庁が別紙の3に掲げる文書3を追加して特定し，開示すべきとしていることは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年10月14日付け厚生労働省発保1014第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

行政文書開示請求書別添①，②，③の一覧表開示文書で，私の年金額の計算の基となる記録などを捜し出す為請求したが，①，②については，日本年金機構に「移送」とした。これは正しい判断ではない。異議があります。特殊法人は，行政機関です。

③については，「開示する通知以前の通知については，保存期限を経過し既に廃棄しているため，これを保有していない事から，不開示とした」とある。異議があります。

開示された12枚は，適正な業務に基づく情報公開ではない。時系列的に検証する事ができる文書を作成し保有しておかなければならないは

ずである。ほとんど空白で無意味な開示文書もあった。厚労省が管理しなければならない文書もあるはずで、全て廃棄してはならない。最新の一覧表もない。

私は、「通知」の開示ではなく「一覧表」の開示請求をした。厚労省は、最初から開示請求を拒否している。厚労省の年金記録回復室，社会保険審査官，社会保険審査会，年金記録訂正審議会は，法別番号，届書コード，大区分，小区分，年金コード等がわからないと，年金記録の調査，審査，審議，検証，さらに審理はできない。このように実務を実施している故，一覧表はある。活用している。

届け，申請，請求，申立，提起の為，被保険者証（旧証），厚生年金手帳，国民年金手帳，年金手帳，厚生年金基金加入員証，領収証書，預り証等を提示，提出等しないと厚労省は認めない。100年近い社会保険制度を検証する術は何ですか？

（中略）

「行政文書開示請求書」「事案の移送について行政文書特定の補足説明などの件」に基づき限りなく近い一覧表行政文書開示の為直しをお願いします。

（2）意見書

異議申立人から，平成28年3月2日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから，その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

（1）本件異議申立人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成27年9月14日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）及び区分（名称）の一覧表（昭和45年からの変遷の更改前の一覧表も個別に）」に係る開示請求を行った。

（2）これに対して，処分庁が平成27年10月14日付け厚生労働省発保1014第2号により開示決定（原処分）を行ったところ，請求者がこれを不服として，同年11月4日付け（同月5日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し，本件対象文書として下記3（2）③に掲げる行政文書を新たに特定し開示するとした上で，下記3（2）①及び②に掲げる行政文書については，原処分を維持することが妥当である。

3 理由

（1）法別番号について

法別番号は、保険医療機関等が診療報酬等を請求する際、審査支払機関が患者の加入する医療保険制度や該当する公費負担医療制度を判別するため診療報酬明細書等に記載することとされている「保険者番号」（８桁）又は「公費負担者番号」（８桁）の上２桁のことを指し、医療保険制度の区分ごと又は公費負担医療制度の種類ごとに設定されている番号である。

（２）原処分の妥当性について

本件開示請求において、請求者は、「社会保険制度における保険者の法別番号（００から５０まで）及び区分（名称）の一覧表（昭和４５年からの変遷の更改前の一覧表も個別に）」に係る行政文書の開示を請求しており、処分庁は、次の２件の行政文書において、社会保険制度並びに国民健康保険法による退職者医療の法別番号及び区分が「法別番号表」に整理され、その改正内容が記載されていることから、当該行政文書を本件対象文書として特定し、その全部を開示した。

- ① 特定日付け厚生労働省保険局長通知「保険者番号等の設定について」の一部改正について
- ② 特定日付け厚生労働省保険局長通知「保険者番号等の設定について」の一部改正について（抜粋）

また、本件対象文書以外に発出された保険者番号等の設定又は一部改正に係る関係通知（社会保険制度及び国民健康保険法による退職者医療の「法別番号表」の設定又は一部改正に関するものに限る。以下、第３において「関係通知」という。）については、厚生労働省文書管理規程（平成１３年厚生労働省訓第２１号）３７条１項（２）第２類に属する文書として１０年保存としていたが、既に保存期限が経過し廃棄されており、さらに関係課室、書庫及び倉庫を探索したところ、保有していないことを確認した。

ただし、諮問に当たり、厚生労働省ホームページに以下の③の関係通知が掲載されていることを確認したことから、新たに対象文書として特定し、その全部を開示することとする。

- ③ 特定日付け厚生省保険局長等連名通知 保険者番号等の設定について

（３）請求者の主張について

請求者は、異議申立ての理由として、異議申立書の中で「私は「通知」の開示ではなく「一覧表」の開示請求をした」と主張しているが、上記（２）②及び③には法別番号及び区分を整理した「法別番号表」が添付されており、上記（２）①に掲げる行政文書を確認することにより法別番号及び区分に係る改正内容が容易に確認できるものとなっており、請求者の主張は失当であると考えられる。また、請求者は、これらの本件対象

文書以外に処分庁が本件開示請求に係る行政文書を保有していないことについて異議がある旨主張しているが、これに対する諮問庁の説明は上記（２）また書きのとおりであり、この請求者の主張も失当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書について、上記３（２）③に掲げる行政文書を新たに特定し開示するとした上で、上記３（２）①及び②に掲げる行政文書は原処分を維持することが妥当と考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成２８年２月３日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年３月２日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月２２日 | 異議申立人から資料を收受 |
| ⑤ 同年１０月２７日 | 審議 |
| ⑥ 同年１２月７日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件開示請求及び原処分について

(１) 本件開示請求は、法３条の規定に基づき、別紙の１に掲げる文書の開示を求めるものであり、そのうち、①及び②に係る文書の開示請求について、法１２条の２の規定により、処分庁から日本年金機構に事案が移送されている。

(２) 処分庁は、③に係る文書に該当するものとして、別紙の２に掲げる文書１及び文書２を特定し、その全部を開示し、文書１及び文書２以外に発出された通知については、保存期限を経過し既に廃棄しているため、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、別紙の３に掲げる文書３を新たに特定し、開示することとするが、原処分については、これを維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書及び文書３の特定の妥当性並びに本件対象文書及び文書３以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書及び文書３の特定の妥当性について

(１) 諮問庁は、理由説明書（上記第３の３）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 法別番号は、保険医療機関等が診療報酬等を請求する際、審査支払機関が患者の加入する医療保険制度や該当する公費負担医療制度を判別するため診療報酬明細書等に記載することとされている「保険者番号」（８桁）又は「公費負担者番号」（８桁）の上２桁のことを

指し、医療保険制度の区分ごと又は公費負担医療制度の種類ごとに設定されている番号である。

イ 本件開示請求において、異議申立人は、「社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）及び区分（名称）の一覧表（昭和45年からの変遷の更改前の一覧表も個別に）」に係る行政文書の開示を請求している。

ウ 処分庁は、別紙の2に掲げる文書1及び文書2において、社会保険制度及び国民健康保険法による退職者医療の法別番号及び区分が「法別番号表」に整理され、その改正内容が記載されていることから、当該文書を本件対象文書として特定し、その全部を開示した。

エ 諮問庁は、諮問に当たり、厚生労働省ホームページに別紙の3に掲げる文書3が掲載されていることを確認したことから、新たに本件請求文書に該当するものとして特定し、その全部を開示することとする。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、社会保険制度における保険者の法別番号の詳細について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書3の冒頭に「診療報酬請求書、診療報酬明細書等に保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号又は医療機関コード若しくは薬局コード（以下「保険者番号等」という。）を記載することとされたことに伴い、これら保険者番号等を設定することが必要となったが、これが取扱いについて別添「保険者番号、市町村・公費負担者番号、老人医療・公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領」（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり定めたので、これが周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期されたい。」と記載されていることから、昭和51年に発出された文書3により初めて法別番号が設定されたものではないかと思慮される。

イ 異議申立人は、本件開示請求において「社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）」の開示を求めているところ、「公費負担医療制度」とは、公費による医療給付制度のことであり、加入者等に対し保険料等の拠出を求める「社会保険制度」及び「国民健康保険法による退職者医療」とは区別されるものであることから、本件開示請求の対象外と整理している。また、特定の番号について開示を求めているのではなく、社会保険制度における保険者の全ての法別番号の開示を求めているものと考え、50を超える法別番号も設定されている本件対象文書を特定した。

(3) 当審査会において、諮問庁から文書1、文書2及び新たに開示すべき

とする文書3の提示を受けて確認したところ、以下のとおりであると認められ、上記(1)及び(2)の諮問庁の説明も踏まえると、文書1ないし文書3は、異議申立人が開示を求める「社会保険制度における保険者の法別番号(00から50まで)及び区分(名称)の一覧表」に該当すると認められる。

ア 文書1は、文書3について、健康保険法等の一部を改正する法律の一部が特定年月日に施行されること等に伴い、保険者番号等が変更される旨の通知であること。

イ 文書2は、文書3について、後期高齢者医療制度の創設等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律の一部が特定年月日から施行されること等に伴い、保険者番号等が変更される旨の通知であり、社会保険制度及び国民健康保険法による退職者医療の法別番号及び区分が記載された「法別番号表」が添付されていること。

ウ 文書3は、「保険者番号等の設定について」という標題の通知であり、その別表として社会保険制度及び国民健康保険法による退職者医療等の法別番号及び区分が記載された「法別番号表」が掲載されていること。

3 本件対象文書及び文書3以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2))において、本件対象文書以外に発出された保険者番号等の設定又は一部改正に係る関係通知(社会保険制度及び国民健康保険法による退職者医療の「法別番号表」の設定又は一部改正に関するものに限る。)については、厚生労働省文書管理規程37条1項(2)第2類に属する文書として10年保存としていたが、既に保存期限が経過し廃棄されており、さらに関係課室、書庫及び倉庫を探索したところ、保有していないことを確認した旨説明する。

(2) 当審査会において、諮問庁から厚生労働省文書管理規程の提示を受けて確認したところ、当該規程の内容は、上記(1)の諮問庁の説明のとおりであることが確認できる。

また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書以前に発出された保険者番号等の設定又は一部改正に係る関係通知の廃棄状況について確認させたところ、開示請求時点において、担当課で保有していた保存期間満了前の「通知綴」(平成17年度分から平成27年度分まで)を探索したところ、異議申立人が開示を求める「社会保険制度における保険者の法別番号及び区分」に関する通知は、本件対象文書である2通知だけであったことから、それ以前に発出された通知については、作成されていたとしても既に廃棄されているものと判断したとのこ

とであった。

そこで、諮問庁から「通知綴」（平成17年度分から平成27年度分まで）の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の外に「社会保険制度における保険者の法別番号及び区分」に関する通知は保存されていないことが確認できることから、上記諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

(3) 以上のことから、厚生労働省において、本件対象文書及び文書3の外に、本件請求文書に該当する文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書3を追加して特定し、開示すべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書3の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 異議申立人が開示を求める文書

厚生労働省が保有、管理する下記①，②，③にかかる昭和45年からの変遷（改正，改訂，全改，削除，追加，移行，移行外，分割，併管など）の更改前の一覧表も個別に

- ① 年金記録などのディスプレイ画面フォーマットに記載されている届書コード（000から100まで），大区分（00から～），小区分（00から～）のそれぞれの番号とその名称の一覧表
- ② 年金コード一覧表。年金種類，年金種別等の番号（桁数は問わない）及び名称の一覧表
- ③ 社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）及び区分（名称）の一覧表

2 本件対象文書

文書1 特定日付け厚生労働省保険局長通知「保険者番号等の設定について」の一部改正について

文書2 特定日付け厚生労働省保険局長通知「保険者番号等の設定について」の一部改正について（抜粋）

3 諮問庁が新たに開示決定等をすべきとする文書

文書3 特定日付け厚生省保険局長等連名通知 保険者番号等の設定について